

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
関税法第58条、関税法施行令第45条	石油精製作業(常圧蒸留及び減圧蒸留)の各段階における留出品について、適正な課税を確保するため、原料原油及び各留出品の数量管理を実施している。(蔵関第1294号)	b		1. 石油精製保税作業における数量管理を行うため、保税作業が終了した場合には、当該作業における原料及び留出品(製品)の数量を記載した保税作業終了届の提出を求めているところであるが、これに併せて、当該届出書に留出品(製品)の価格等についても記載を求めているところである。 2. 今般のご要望は、石油精製保税作業における保税作業終了届およびこれに関連する書類について、税関が四半期毎に示す鑑定価格に基づく各留出品(製品)価格等の項目を削減することにより手続の簡素化を求めているものであるが、保税作業における数量管理の観点からは、必ずしも留出品(製品)の価格等を保税作業終了届に記載する必要はないと考えられることから、保税作業終了届におけるこれらの項目の記載の不要化等を検討することとしたい。(平成17年度中に対応予定)						上記 1.と同様に中間工程費についての資料の提出を求めているが、上記の検討に併せ、不要とすることを検討することとしたい。	z11001	財務省	石油精製保税作業における原料課税方式による開税負担額の算出作業の廃止	5013	5013004			石油連盟	4	A	石油精製保税作業における原料課税方式による開税負担額の算出作業の廃止	通達「石油精製作業における原料課税扱いについて」(蔵関第1294号)の改正。 この通達により、常圧蒸留および減圧蒸留装置の各留出品の価格(鑑定価格)に基づく開税負担額の算出作業が定められているが、原油開税撤廃後は、この算出作業に関連したデータの収集・算出等の廃止を要望する。	保税作業終了届およびこれに関連する書類の簡素化。 鑑定価格、これに基づく各留出品価格、製品1円あたりの原油量など、留出品の開税負担額を計算するために必要な項目の削除。 個別製油所の鑑定価格を算出する作業の廃止。 税関が4半期毎に示す鑑定価格に2次装置の精製費用を加算すること並びに、これに必要な費用(中間工程費)の算出作業の廃止。	平成14年度から4年間の措置として延長された原油開税は平成18年3月末に撤廃される。これに伴って石油精製保税作業における原料課税方式による開税負担額の算出が不要となるため、この作業負担の軽減を図りたい。	関税法第58条 関税法施行令第45条 通達「石油精製作業における原料課税扱いについて」(蔵関第1294号)	要望番号「1,2」は原油開税撤廃後の石油精製保税作業のあり方についての関連要望
関税法第58条、関税法施行令第45条	保税工場において保税作業をしようとする者は、その開始及び終了の際、その旨を税関に届け出なければならない。その届出には保税作業の種類、期間、当該保税作業に使用する貨物の記号、番号、品名、内国貨物又は外国貨物の別及び数量並びに当該作業によってできた貨物の記号、番号、品名及び数量を記載しなければならない。	c		保税作業とは、開税及び内国消費税の徴収を留保しつつ、税関長の許可を受けた保税工場において外国貨物を加工し又はこれを原料として製造をすることである。 保税作業により原油から製造されるナフサ、ケロシン、ガスオイル、ボトムなどの各留出品の数量については、これを国内に引き取る際の石油石炭税、揮発油税等の適正な課税・徴収を確保する観点から、正確に把握しておく必要がある。 このため、保税作業における各留出品に係る実数量の管理を廃止することはできない。						z11002	財務省	石油精製保税作業における留出品に関する数量管理作業の簡素化	5013	5013005			石油連盟	5	A	石油精製保税作業における留出品に関する数量管理作業の簡素化	通達「石油精製作業における原料課税扱いについて」(蔵関第1294号)の改正。 石油精製保税作業における留出品に開税・原油開税が撤廃された後は、各留出品の数量を厳格に管理している数量管理作業の簡素化を要望する。	ナフサ、ケロシン、ガスオイル、ボトムなど常圧蒸留および減圧蒸留装置の留出品の実数量管理を廃止する。その代替措置として、保税作業に供される原油の種類および特徴に応じて各留出品の得率を評価し、これによって留出品の数量を算出する。(常圧蒸留装置の留出品の数量の実測はしない) これらに基づいて、保税作業で処理された原油と当該原油から生産された石油製品のうち輸出された石油製品の数量を特定する。次に、内貨とした原油数量(原油処理量×輸出石油製品)を算出し、石油石炭税、輸入消費税の税額計算、納税を行う。	原油開税が撤廃後は、石油石炭税については常圧蒸留および減圧蒸留装置の留出品によって税負担額が異なるわけではないので、各留出品の数量を厳格に管理することが必要なくなるため、この作業負担の軽減を図りたい。	関税法第58条 関税法施行令第45条 通達「石油精製作業における原料課税扱いについて」(蔵関第1294号)	要望番号「1,2」は原油開税撤廃後の石油精製保税作業のあり方についての関連要望 <添付資料> 付属資料、保税作業概念図	
関税法第7条の二	輸入者は、引取申告にかかる担保(引取担保)と納期限延長に係る担保(延納担保)を一の担保物件で提供した場合、引取担保の額を設定する必要があるが、提供した担保額の範囲内であれば、引取担保の額を変更することは可能である。ただし、引取担保の額は、最低限、前年における指定貨物にかかる納税額の1/12に相当する額を設定する必要がある。	e		輸入者は、引取申告にかかる担保(引取担保)と納期限延長に係る担保(延納担保)を一の担保物件で提供した場合、引取担保の額を設定する必要があるが、提供した担保額の範囲内であれば、引取担保の額を変更することは可能である。ただし、引取担保の額は、最低限、前年における指定貨物にかかる納税額の1/12に相当する額を設定する必要がある。						z11003	財務省	簡易申告における引取担保と輸入申告における納期限延長用の担保の一括併用	5013	5013006			石油連盟	6	A	簡易申告における引取担保と輸入申告における納期限延長用の担保の一括併用	簡易申告における引取担保と、納期限延長に係る担保(延納担保)は同一の担保物件での併用が認められるが、引取担保に係る提供額を記載せられるとともに、この提供額を延納担保として使用しないこととされている。これについて、担保の設定金額の範囲内であれば、引取担保と延納担保の別なく一括して併用が認められることを要望する。	開税制度や通関手続きの改善、合理化、迅速化が期待される中で平成13年に簡易申告制度が実施された。今回の措置により、担保負担の軽減と管理作業の負担軽減が図られる。	関税法第7条の二 関税基本通達9の6-6			
関税法第7条の二	1. 貨物を輸入しようとする者は、当該貨物の品名、数量、価格その他必要な事項を税関長に申告し、必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。 また、当該申告は、開税の適正な課税・徴収を確保することのほか、税関による社会悪物品等の水際阻止を確保するため、原則として貨物を保税地域に入れた後に輸入することとされている。 2. 他方、簡易申告制度は、コンプライアンス等の確保を条件に、予めいずれかの税関長の承認を受けた者について、継続的に輸入しているものとして指定を受けた貨物について、引取申告と納税申告を分離し、納税申告前に貨物の引取りを可能とする制度であり、当該引取申告の際には、輸入申告書の記載項目のうち、税額や税率等の項目については記載を不要とし、税関の審査は省略されている。 3. 但し、簡易申告制度が適用される貨物であっても、海外から輸入される貨物は、輸入者のほか海外の製造者、輸出事業者、運送事業者、港湾事業者等が係っており、その貨物管理は輸入者よりも外国の事業者が依存する面が大きいと考えられることから、社会悪物品等の不正輸入等に係る関係者への監視強化を要望する。	c		1. 貨物を輸入しようとする者は、当該貨物の品名、数量、価格その他必要な事項を税関長に申告し、必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。 また、当該申告は、開税の適正な課税・徴収を確保することのほか、税関による社会悪物品等の水際阻止を確保するため、原則として貨物を保税地域に入れた後に輸入することとされている。 2. 他方、簡易申告制度は、コンプライアンス等の確保を条件に、予めいずれかの税関長の承認を受けた者について、継続的に輸入しているものとして指定を受けた貨物について、引取申告と納税申告を分離し、納税申告前に貨物の引取りを可能とする制度であり、当該引取申告の際には、輸入申告書の記載項目のうち、税額や税率等の項目については記載を不要とし、税関の審査は省略されている。 3. 但し、簡易申告制度が適用される貨物であっても、海外から輸入される貨物は、輸入者のほか海外の製造者、輸出事業者、運送事業者、港湾事業者等が係っており、その貨物管理は輸入者よりも外国の事業者が依存する面が大きいと考えられることから、社会悪物品等の不正輸入等に係る関係者への監視強化を要望する。		要望元からの下記意見を踏まえ、具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。簡易申告制度適用を受ける貨物は、継続的に輸入しているもの(過去1年間に6回以上輸入)として指定を受けた貨物である。従って、近い過去に輸入申告し、許可を受けており、輸出事業者は税関にも明示されている。当該貨物のサプライチェーンが確定しており、製造事業者、運送事業者、港湾事業者も確定している。 上記の状況があり、今回「措置の概要」3.の回答にある、海外事業者に対する疑念は不要と考える。 検査(無作為抽出を行う貨物について、検査場所等輸入先の指定を行い、検査対象外貨物は保税設置場搬入を省略したい)。 3. なお、簡易申告制度が適用される貨物を含め、「到着即時輸入許可制度」(注)を利用すれば、貨物を保税地域に搬入することなく貨物の到着が確認された後、貨物を船舶等に積み込んだ状態で輸入申告でき、直ちに輸入が許可されることから、当該制度を利用して輸入の許可を受けることにより、迅速な引取りが可能になると考えられる。			z11004	財務省	(輸入)簡易申告制度実施における保税設置場搬入の省略化	5020	5020010			社団法人日本自動車工業会	10	A	(輸入)簡易申告制度実施における保税設置場搬入の省略化	簡易申告制度適用を受けた企業の貨物については、保税地域を経由することなく(通関(申告許可))を可能とする。 (簡易申告制度適用輸入者は、過去に開税法及びその他の法律の違反歴が無く、また輸入貨物にかかる帳簿の備え付け・保存等が適正であることについての信認を得た者であり、将来に於いてもコンプライアンス(法令遵守)の確保が期待されるものである)	[現状] 簡易申告制度の適用企業になるためには、税関長の承認が必要。 簡易申告制度を利用すると、納税のための審査・検査が基本的に省略され、納税申告を後日まとめて行うことが可能となる。 但し、簡易申告制度適用企業の貨物であっても、輸入通関をするためには、コンテナ全量を保税設置場に搬入しなければならない。このため、コンテナ走行距離の増加(CO2の増加)及びコンテナの積み下ろしが1回多く必要となり、エネルギーリソースの無駄が発生する。 <流れ> 保税設置場へコンテナ搬入 通関 引取申告 デバ(コンテナから貨物の取り出し) 内容確認 納税申告	部品、リターナブルの輸入通関をするためには、コンテナ全量を保税設置場に搬入しなければならない。このため、コンテナ走行距離の増加(CO2の増加)及びコンテナの積み下ろしが1回多く必要となり、エネルギーリソースの無駄が発生する。	関税法7条の二	・当会重点要望項目		

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
会計法第29条の3、予算決算及び会計令第99条、第102条の4、普通財産取扱規則第30条第5項、財政法第9条第11項、国有財産特別措置法第3条	国が契約を締結する場合においては、一般競争入札によることを原則としているが、予算で定められた公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者又は貸し付け又は信託する等については、随意契約がなされることとされている。ただし、国において利用する予定のない未利用国有地等	c	-	未利用国有地等については、現下の厳しい財政事情に鑑み、積極的な売却処分により税外収入の確保を図っており、今後は、政府資産・債務改革の基本的な方針に基づいて一層の売却促進に努めることとしている。したがって、定期借家権の設定は、早期処分の際害となるため行う考えはない。 なお、NPOが行う社会貢献活動が、会計法令に基づいて「公共用、公用又は公益事業の用に供するため」に該当するものであるかを財務大臣(国庫大臣)に協議し、認められれば、随意契約による時価売却は可能である。		「官から民へ」の流れが加速するに伴い、これまで国・県・市町村で行ってきた業務の合理化が進められ、使用を停止する公有施設の数が増加している。本県における旧食糧管理事務所や地方都市にあった検察庁等、現実に使用を停止している施設に関する情報が当県にも寄せられる。 都道府県等に配置された国の機関を廃止することになれば、その数は相当数に昇る。 行政のスリム化、「小さな政府」への取り組みが限界まで進めば、このような使用を停止する施設の発生も減少するはずであるため、この傾向は一時的なものとも考えられる。 しかし、それまでの間、全国に多数の使用を停止した施設が発生することが予想され、その大部分は、財務省や地方公共団体の財政状況を踏まえ、と、売り払われることが想定される。そして、その売り払われる財産の相当数が「取り壊された上で敷地のみ売り払われる」と考えられる。それは、上ほど立派で新しい施設でない	c	-	未利用国有地に限らず、国として利用予定のない建物についても、現下の厳しい財政事情に鑑み、積極的な売却処分により税外収入の確保を図っており、今後は、政府資産・債務改革の基本的な方針に基づいて一層の売却促進に努めることとしている。したがって、早期処分の際害となる新規貸付は行う考えはない。 なお、通常、建物を使用可能な状態であれば、解体を行わずに売却している。	z11005	財務省	遊休国有施設等のNPO(民間非営利活動団体)への貸付	5023	5023001			宮城県	1	B	遊休国有施設等のNPO(民間非営利活動団体)への貸付	組織統合整理等により使わなくなった国有施設等を社会貢献活動を行うNPOに比較的安価に貸付(定期借家契約)を行うことにより、公益サービスの増進を図ること。	使わなくなった国有施設の借受を希望するNPOを公募し、その施設の利用計画にかかる企画コンペを行った上で貸し付ける団体を決定し、国とNPO間で定期借家貸付借契約を締結する。なお、賃賃料はNPO活動を支援するため、通常の価格よりも安価に設定する必要がある。	組織の整理統合等合理化を進める過程で、使用しなくなった国有施設も相当数に上るものと考えられる。その多くは、取り壊された上で民間企業等への売却が行われるものと考えられる。 一方、新たな「公益の担い手」として期待されているNPOは、財政基盤が脆弱なところが多く、活動場所を安価に確保したいというニーズは高い。使用しなくなった国有施設を安価にNPOに賃借できれば、NPO支援をより効果的・効率的に行うことが可能となる。当県では、県有の遊休施設NPOに貸し付ける事業を既に実施しているが、平成17年度の現地説明会には延べ30団体の申し込みがあった。	国有財産法	・県有遊休施設等の有効利用によるNPOの拠点づくり事業の要点	
通関業法第27条、税理士法第12条	通関士試験は各税関長が、税理士試験については国税審議会が実施している。	e	-	財務省は、独立行政法人並びに政府管掌の公益法人、社団・財団法人等が運営実施している国家資格試験業務を所管していない。						z11006	全省庁	独立行政法人並びに、政府管掌の公益法人、社団・財団法人等が運営実施している国家資格試験業務の、民間への委託開放を希望致します。	5026	5026001			(株)アイイーシー	1	B	独立行政法人並びに、政府管掌の公益法人、社団・財団法人等が運営実施している国家資格試験業務の、民間への委託開放を希望致します。	国家資格試験の受付事務から採点処理・合否判定・通知業務までの一連の作業業務は、民間で十分に対応出来る内容であり、且つ効率、効果的な運用が大幅に改善できると見込んでいます。 管理栄養士・社会福祉士・衛生管理者(厚生労働省)、行政書士(総務省)、国内旅行業取扱主任者、一般旅行業務取扱主任者、マンション管理士・管理業務主任者、宅地建物取引主任者(国土交通省)、危険物取扱者(消防庁)の試験業務の規制撤廃および民間への業務開放を希望致します。	試験業務に付随する一切のアウトソーシングを事業主体として取組んでおります。	政府管掌でなくてはならない明確な事由が見当たらないこと、民間に出来ない事由が明確でない事による国家資格試験の民間開放を要望致します。	全省庁で定められている国家試験ごとの、省令等により、公益法人、資格認定事業団体でしか、取り扱いが出来ない事によるもの、各資格の業法および、法律	法律等で指定された資格認定事業者以外でも、取り扱いができる国家試験業務の事務請負の民間への開放および規制の緩和・撤廃を要望致します。	
酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の一部を改正する法律	「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」(平成16年8月10日公布)は、緊急調整地域の指定に關して、平成16年度に緊急調整地域に指定されていた地域について、その指定の有効期間を平成16年8月31日まで1年間延長すること等とされた。	-	-	「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法(及び一部改正法)」(平成15年法律第94号、平成17年法律第92号)は、議員立法として提案され国会で可決されたものであり、同法の取扱いについては、政府としては、責任ある回答をできる立場にない。						z11007	財務省	酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の再延長防止	5050	5050001			(社)日本フランチャイズチェーン協会	1	A	酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の再延長防止	コンビニエンスストアに対し指定地域の消費者からの要望が強く、不便な状況におかれているため、同措置法の延長(平成18年8月31日まで)における期限を遵守していただきたい。	地域消費者の利便性の向上 コンビニエンスストア等新規出店がしやすくなり、地域の活性化に繋がる。	全国小売販売免許地域3,383地域のうち同法によって1,274地域(37.7%)が指定(平成15年9月より3年間指定425地域を含む。)され小売販売免許が付与されず地域消費者の利便性及び小売業の活性化等に逆行している。 酒税法、酒類組合法の一部改正(平成15年9月1日)により酒類小売業者の社会的責任が強化されたが、コンビニエンスストアはそれらを遵守しており、いたずらな既得権の擁護を打破したい。	酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法及び緊急措置法施行規則		
会計法第7条第1項	公金の取り扱いについては、その性格から、取扱い上の責任を明確にし、公正の確保を要求することが求められるものである。国のサービスへの支払のうち、使用料・手数料などの歳入金の取扱いについては、国の職員である出納官及び出納員、会計法(昭和22年法律第35号)及び日本銀行法(平成9年法律第99号)に基づき国庫金の取扱いを行う	c	-	公金の性格上、取扱い上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるため、国の職員である出納官及び出納員、会計法及び日本銀行法に基づき国庫金の出納を取り扱う日本銀行(代理店及び歳入代理店を含む。)にこれを任せることが適切であり、その責任と公正の確保、取納の確実性について現行制度と比較し、同等のものが確保されない限り、これらの者以外者に取扱いを委任することは、適切ではない。また、歳入金の国庫収納という法律要件とこれに伴う法律効果の発現との関係等について、個々の法令を所管する各府省において十分に検討が必要であると回答されているが、具体的に関係する府省について明示いただきたい。また、具体的に関係府省とクレジットカード会社間が検討できる場を設けていただきたい。 刑法第32条の裁判を受ける権利との兼ね合いから反則者本人の自発的な意思を介在させざるを得ない場合、このご指摘であるが、クレジットカードによる納付についても、現金納付と同様、本人の意思を介在させざるを得ない場合、誤入力がなかりの件数発生し、是正のための事務量が増加される、とご指摘であるが、クレジットカードの導入については、慎重とならざるを得ないものと思われる。 交通反則金については、警察庁が該当。なお、検討の場を設けるか否かについては、関係府省の判断による。 当省では判断できないため、コメントを控えていただきたい。	c	-	歳入代理店は、国民から国庫金を収納し、日本銀行に払込む役割を担うものであり、払込までの間においては日本銀行の出納機関に対する与信となることから、日本銀行では、歳入代理店を、経営内容をチェックする当座預金取引金融機関の範囲内で選定している。具体的には、日本銀行では、「代理店の設置等に関する基本要領」に定める基準を満たす金融機関から歳入代理店を選定し、モニタリング等により取納業者の経営の健全性の確保等の経営内容をチェックしており、歳入代理店を一般事業会社に拡大することについては、慎重とならざるを得ないものと思われる。 交通反則金については、警察庁が該当。なお、検討の場を設けるか否かについては、関係府省の判断による。 当省では判断できないため、コメントを控えていただきたい。	c	-	歳入代理店は、国民から国庫金を収納し、日本銀行に払込む役割を担うものであり、払込までの間においては日本銀行の出納機関に対する与信となることから、日本銀行では、歳入代理店を、経営内容をチェックする当座預金取引金融機関の範囲内で選定している。具体的には、日本銀行では、「代理店の設置等に関する基本要領」に定める基準を満たす金融機関から歳入代理店を選定し、モニタリング等により取納業者の経営の健全性の確保等の経営内容をチェックしており、歳入代理店を一般事業会社に拡大することについては、慎重とならざるを得ないものと思われる。 交通反則金については、警察庁が該当。なお、検討の場を設けるか否かについては、関係府省の判断による。 当省では判断できないため、コメントを控えていただきたい。	z11008	警察庁・財務省	交通違反に係る反則金(罰金)は除くクレジット決済の導入の件	5075	5075001			クレジットカード普及連絡会(クレジットカード会社29社、別紙参加カード会社社名一覧を参照)	1	A	交通違反に係る反則金(罰金)は除くクレジット決済の導入の件	交通違反の反則金をクレジットカードで決済することにより、反則者の支払い利便性を高め取納率の向上を図る。	国に対し、クレジットカード会社が、反則者に替わり立替払いを行う。納付書発行時の窓口におけるクレジット決済の導入により、クレジット決済の導入と同時に即時クレジット決済が可能とし納付手段の多様化を実現する。	【現状の課題】基礎データの反映まで約10日間を要しており、仮納付の緊急作業に支障が出ている。現金納付の納付率が向上しない。よってその後の督促や本納付書の交付等事務コストが新たに発生している。 【対応案】警察庁・都道府県警間で反則者認定・反則金額等のデータを即時反映させる。その上でクレジットカード納付を導入すれば反則者側と収納者側双方にメリットが生じる。 続きは「その他(突如事項)」欄に記載	道路交通法の反則金 債権の立替払いの制限 公金	要望理由の続き「対応案による反則者側のメリット」 ・インターネット決済により、24時間いつでも支払い可能で、時間効率が上がる。 ・予期しない支払いにたいして、クレジット決済(分割払い等)により、家計管理ができる。 ・「新たな収納チャネルのメリット」 ・「新たな収納チャネルの追加により、仮収納率の向上が可能になる」 ・「住民生活の利便性向上」に寄与。

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
酒税法第10条第11号、第11条第1項	通信販売の特殊性から通信販売小売業免許は、酒類の需給関係に与える影響を考慮し、販売できる酒類の範囲について一般の酒販店と通常購入できない地酒、輸入酒などに限定している。	b		通信販売小売業免許における販売できる酒類の対象品目の拡大については、「e-Japan重点計画-2004」(平成16年6月15日「戦略本部決定」)を踏まえ、平成17年度末までに結論を得ることとしている。		平成17年度末までに得ることとしている検討の方向性を開示いただきたい。	b		通信販売小売業免許における販売できる酒類の対象品目の拡大については、課税移出数量が3000kl以下の製造業者が製造した酒類に拡大するとともに、年間課税移出数量が100kl未満の銘柄に限る条件については廃止する方向で検討しており、1月中に改正案についてパブリックコメントを実施できるよう準備を進めているところである。	z11021	財務省	通信販売小売業免許の規制緩和	5111	5111001			NPO法人いわね地域エコセンター	1	A	通信販売小売業免許の規制緩和	現行の通信販売小売業免許の要件は、前会計年度の酒類の酒類ごと(又は品目ごと)の課税移出数量が、すべて1000KL未満である酒類製造業者が製造・販売する酒類、とあるが、撤廃するもしくは「課税移出数量が、すべて3000KL未満にする。」と変更することを要請する。	地方にある酒蔵の酒を、インターネットにて全国に販売することが可能になる、これにともない、地域経済の活性化に繋がり、また、国の政策でもあるIT推進にもなる。また、酒販業者の免許取得率向上に繋がり、酒類ネット販売においての理解も深まる。	通信販売小売業免許の要件があるため、現在法律上ではインターネットでの酒類販売が、制限があまりにも厳しすぎるため、非常に困難である。(現実にそぐわない、酒類の酒類ごと(又は品目ごと)の課税移出数量が、すべて1000KL未満である酒類製造業者の品目しか販売できないという規制があるため。)通信販売小売業免許の規制を現実に合わせて緩和し、通信販売小売業免許を取得するメリットを示さなければ、有名無実の免許となってしまう。	通信販売小売業免許の要件	
関税暫定措置法第7条の5		f		税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要望事項の対象となり得ない。						z11022	財務省・農林水産省	牛肉のセーフガード発動	5112	5112002			オーストラリア	2	A	牛肉のセーフガード発動	日本の関税は、毎年、ある範囲の物品に対する関税を課税率から実行税率に引き下げるための法律(関税暫定措置法)を決定している。これに関連しているのが、輸入が一定のセーフガード水準を越えると関税が課税率に自動的に戻るといった条件を付していることである。輸入牛肉の場合、輸入量が前年度の輸入量の117パーセントという発動レベルを超えると、日本は38.5パーセントの課税率に引き上げられる権利を持っている。もしこの発動レベルを超えると、関税は自動的に50パーセントに引き戻され(「スナックバック」され)、その税率は日本の年度末である3月31日まで、あるいは次の年度末の第一四半期まで維持される。牛肉「スナックバック」条項は、WTOウルグアイラウンド交渉の結果の中に(付録書として)含まれた。この条項は全ての供給国からの輸入牛肉に適用され、1995年度(1995年4月1日)より施行された。この条項は、牛肉の実行税率を50パーセントから38.5パーセントに引き下げるといふ合意の一部として受け入れられ、日本の国内牛肉産業を輸入急増から守るための措置として立案されたものである。	日本の牛の群にBSEが発見されたため、2002年に日本での牛肉消費が落ち込み、牛肉の輸入量が急激に減少した。2002年末から2003年初めにかけて、このような落ち込みから市場が回復し、牛肉の輸入も日本の消費者による需要の回復(特に冷蔵牛肉需要の回復)に呼応した結果、輸入が117パーセントの発動レベルを超えた。これにより、2003年3月1日に冷蔵牛肉に対してセーフガードが発動され、2004年3月31日までセーフガードが継続された。2002年にABARE(オーストラリア農業資源経済局)が実施した調査によると、牛肉スナックバックの発動は日本経済に140億円あるいは1億1500万米ドルの純損失、消費者に対しては310億円あるいは2億5700万米ドルの純損失があったと試算された。日本の業界でマージンを大幅に減らした結果損失が出たが、これらの数字は日本の業界のこのような影響を含んでいない。2003年末にはカナダと米国でBSEが発見され、日本が両国からの牛肉輸入を停止した結果、2004年を通じて牛肉の輸入量は再び大幅に落ち込んだ。米国産並びにカナダ産牛肉の輸入が停止された結果は、2005年度のセーフガードの発動レベルが例外的に低くなることを示唆している。もし、米国ならびにカナダ産牛肉の輸入が2005年中あるいは2006年上半期に再開されると、2006年度の4-6月期に「スナックバック」関税が発動される可能性がある。オーストラリアの牛肉産業は、米国・カナダ			
予算執行職員等の責任に関する法律	予算執行職員等の責任に関する法律では、国の予算執行職員等の責任を規定している。	e		予算執行職員等の責任に関する法律は、国の予算執行職員等の責任を規定しているものである。						z11023	公正取引委員会・総務省・財務省	入札選考制度(関係法令強化)	5112	5112018	1		オーストラリア	18	A	入札選考制度(関係法令強化)	3. 入札談合等閉鎖行為防止法や予算執行職員等の責任に関する法律や地方自治法を含む他の関係法を独占禁止法の改正に合わせて強化すべきである。	日本の政府調達契約は価格に基づいて発注される。政府調達が一般競争入札制度や指名競争入札制度のどちらで行われていても、価格に基づいて調達が行われる。政府調達の入札評価手続の一部として、物品やサービス提供者の技術経験や物品やサービスの質を独立的に評価することは一般的に行われていない。日本では、入札の落札者が必ずしも一番品質の良い提供者ではなく、価格に対して最も価値の有望な提供者ではない。公共事業の質を高め、より優れた入札業者が公共事業に参加できるようにするために、価格と質の両面に基づくより競争的な選考方法を促進すべきである。このような手続きは外国企業に対し透明で開かれたものであるべきである。			
会計法第29条の十二	電気、ガス等の給付等の長期間に渡って給付が継続することが明らかであり、かつ、支出額もその使用量に依存するため国庫債務負担行為をとることが困難な経費に限って、国会の議決を経ることなく債務負担を行うことを認めているもの。	d		「行政効率化推進計画」(平成16年6月15日行政効率化関係省庁連絡会議とりまとめ)において、「コピー機、パソコン等の物品について、購入する場合や単年度貸借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年契約によることとする。」として、国庫債務負担行為の活用について各府省に共通する主要な取組みの一つとして、改定後の「行政効率化推進計画」(平成17年6月30日)においても同様に位置づけられている。さらに、「平成18年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」(平成17年8月11日閣議了解)において、「行政効率化推進計画」を着実に推進することとされている。以上のとおり、平成18年度予算においても国庫債務負担行為の更なる拡大が図られるよう、より積極的に趣旨の徹底を図ったところであり、これを踏まえて各府省各庁の責任において予算要求が行われ、適切に予算編成が行われるものと考えている。なお、長期継続契約として債務負担						z11024	財務省	国のリース契約の取扱いについて	5118	5118001			社団法人リース事業協会	1	A	国のリース契約の取扱いについて	国とのリース契約を地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすること。具体的には、会計法第29条の12について、地方自治法第234条の3、同法施行令第167条の17と同様の改正を行うこと。	現在、国がOA機器や車両を導入するに際しては、複数年度の使用が明白であっても、手続上の煩雑さゆえに国庫債務負担行為として扱われることは極めて例外的(17年度中に9件予定)であり、ほとんどの場合、複数年度の利用を前提としたリース料による「単年度リース契約」を更新している。この「単年度リース契約」は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、国は複数年度のリースと同等のメリットを享受しながら、リース会社のリスク負担を強いっている。	財政法第15条、会計法第29条の12、予算決算及び会計令第102条の2		

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
自動車重量税法第8条、第10条、第10条の2	自動車保有関係手続は、自動車検査登録を受けるために、運輸支局等の他、市役所等、警察署、都道府県税事務所等、それぞれの行政機関に出向いて手続を行う必要がある。	a及びb	(措置済)	自動車保有関係手続(検査・登録、保管場所証明、自動車関係諸税等の納付等)のワンストップ化については、平成17年12月26日から、すべての関係機関にまたがるワンストップサービスの基本的な手続であり、ワンストップ化による申請者の利便性向上の効果が大きい。新車の新規登録(型式指定車)を対象として、自動車保有関係手続のワンストップサービスを稼働させることとしており、これにより、各種税の納付手続の電子化や保管場所証明手続の電子化等が可能となる。 その際、入力項目を集約した申請画面や税・手数料のまとめ払いの機能を持たせることとしているほか、代行申請や申請自体もまとめて行うための機能についても設ける方向で検討するなど、大量に自動車保有する方にも配慮したシステム構築を行っているところ。 その他の対象手続の電子化については、システムの安定稼働や関係機関の対応状況等を勘案して、平成20年を目標に段階的にワンストップサービス化を進めることとしている。		回答では、「新車の新規登録を対象とした自動車保有関係手続以外の手続のワンストップサービス化については、システムの安定稼働や関係機関の対応状況等を勘案して、平成20年を目標に段階的に実施、とあるが、その他の手続のワンストップサービス化の具体的な検討項目、検討スケジュール等について可能な限り詳細に示されたい。	a及びb	(措置済)	平成18年度においては、システムの安定稼働や関係機関の対応状況等を勘案しつつ、地域拡大や手続の拡大に向けて関係省庁や地方公共団体、関係団体と連携していく。	z11025	警察庁・総務省・財務省・国土交通省	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続(検査・登録・国、車庫証明・納税・地方、自賠責保険確認・国)等の電子化は、新車の新規登録については平成17年12月から稼働とされ、その他の手続は平成20年を目標に段階的に進めるとされているが、電子化に際しては、大量に自動車保有する者の手続き等を十分に考慮すること、	5118	5118003			社団法人リース事業協会	3	A	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続(検査・登録・国、車庫証明・納税・地方、自賠責保険確認・国)等の電子化は、新車の新規登録については平成17年12月から稼働とされ、その他の手続は平成20年を目標に段階的に進めるとされているが、電子化に際しては、大量に自動車保有する者の手続き等を十分に考慮すること、	電子化により、申請項目の共通化・統一化と申請に必要な添付書類の削減化ができれば、自動車関連業界の生産・販売・流通に係わる申請及び手続代行コストは大幅に軽減され、その軽減分を直接部門へ投入することで新たな自動車リース市場の開拓が促進され、経済活性化に資する。	大量に自動車保有する者が自動車関係諸手続を行う場合、現状では膨大な手間がかかるが、電子化により、一括して行うことができれば、大きなメリットがある。特に、リース会社の税の申告・納付事務等は膨大であり、これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化を図る必要があると考えられる。	道路運送車両法、自動車登録令、自動車の保管場所の確保等に関する法律、自動車重量税法、自動車損害賠償保障法、地方税法、地方自治体条例 等		
	平成14年4月より売掛債権担保融資保証制度を利用する場合における譲渡禁止特約の解除を実施済。	b		昨年7月に経済産業省が実施した債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者(特定目的会社、特定債権等譲渡業者等)について、平成17年度中の実施に向けて、そのリスク等の検討を引き続き行う。		省庁間での統一対応を願いたい。	b		昨年7月に経済産業省が実施した債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者(特定目的会社、特定債権等譲渡業者等)について、平成17年度中の実施に向けて、そのリスク等の検討を引き続き行う。	z11026	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5118	5118006			社団法人リース事業協会	6	A	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各都道府県及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。	本年6月に同要望を提出したが、各省庁の対応が異なり、引き続き、統一かつ早急な対応が求められる。			
国家公務員法、人事院規則、国家公務員倫理法、国家公務員倫理規程	財務省においては、制度を所管していない。	d		国家公務員の服務については、関係法令により詳細に基準、運営方針等が定められており、また、定期的に、各種研修並びに会議の場等において、職員への周知・徹底を図っているところである。						z11027	全省庁	コンプライアンス監査システムの導入	5120	5120003			特定非営利活動法人日本情報安全管理協会	3	B	コンプライアンス監査システムの導入	公務員による不正行為や非倫理的行為を未然に防止し公共サービスのレベルを高めるため、第三者機関による監査システムを導入する。	コンプライアンスに関するアンケート調査を各行政機関ごとに実施し、その結果に基づいて客観的なコンプライアンスレベルを評価、コンプライアンス研修を行うことによりコンプライアンスレベルを高める。このシステムは問題があってもからの対応ではなくコンプライアンス意識を高めることによる不祥事の予防システムである。	昨今、公務員による不祥事露見が頻発しているが、これを未然に防ぐためには、何よりもコンプライアンス意識を高めることにある。事後においては、監察組織による対応ということになるが、このシステムは少しでも未然に不正を防ぐことが目的である。	なし	
				本要望については、手続を簡素化する等の仕組み作りの検討を要望しているものであり、当省においては回答できない。						z11028	全省庁	利用者サイドに立ったオンライン手続きの見直しによる電子化促進	5121	5121003			日本マルチペイメントネットワーク運営機構	3	A	利用者サイドに立ったオンライン手続きの見直しによる電子化促進	電子的な手続きを躊躇させる主因と思われる現行の公的認証の取扱い方法の根本的見直しが必要と考える。即ち、現在のように全ての手続きに一律に公的認証を求めるやり方ではなく、手続き毎にリスクの有無ならびに軽重を十分吟味のうえ、問題なしとされる手続きには公的認証なしで簡単に手続きができるような検討を早期にお願いしたい。もちろん情報保護の観点ならびにインターネットという非対面での手続きに伴う必要な確認等の安全を十分考慮したうえでという条件付にはなるが、これにより多くの利用者にとりオンライン手続きが非常に身近なものとなり実利用の飛躍的な伸びにつながるものと考え、また、年度毎の利用目標を定め、実利用の推移を利用者に還元すると共に、定期的に利用者アンケートやバリュウコメントを募り、一層の見直しを図る仕組み作りの検討をいただきたい。	現在利用が進まないオンライン手続きに幅広く利用者呼び込むために、「簡易」に利用できる手続きへの見直し・仕組み作りの検討が必要である。そして、オンライン手続きの普及が実現すれば同時に、手続き時に発生する料金・手数料の電子収納についてのニーズも高まり、申請から納付までの一連の手続きが「トランスポートレス(自宅から移動なし)」、「ペーパーレス(申請書なし)」、「キャッシュレス(現金のやりとりなし)」にて完了するという、行政手続の電子化の目指す最終型への実現に向けて大きな弾みがつくものと思料する。			

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
		-	-	本要望については、モデル事業の活用 の推進ということであり、当省おいては 回答できない。						z11029	全省庁	モデル事業を活用しての電子政府の推進	5121	5121004			日本マルチ ペイメント ネットワーク 運営機構	4	A	モデル事業を活用しての電子政府の推進	モデル事業として運営している財務省の国税電子申告・納税システム(e-Tax)、総務省の総合的なワンストップサービス整備事業(申請・届出窓口の一括化・電子化)のように各省庁の予算要求時等に既存の電子申告・電子納付の取り扱い件数についても年度ごとに目標値を明確化しての計画立案と事後評価を確実に実施して欲しい。すなわちモデル事業を現行の予算編成を改革するための試行事例としてのみだけでなく、電子政府の活性化のために幅広く活用して取扱い対象の多い電子申告・電子納付の項目については適用することを検討いただきたい。					
		f	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象となり得ない。						z11030	法務省・財務省	商業登記・不動産登記の申請手続き	5121	5121008			日本マルチ ペイメント ネットワーク 運営機構	8	A	商業登記・不動産登記の申請手続き	商業登記・不動産登記のオンライン化普及促進のためには、登記利用者への登録免許税軽減や既に一部実施いただいている手数料へのインセンティブ拡充についても検討いただきたい。					
所得税法120条3項、所得税法施行令262条等	青色申告決算書や勘定科目内訳書など本人が作成する添付書類については、e-Taxでは、申告データとともに送信が可能であるが、利用者以外が作成した添付書類については、別途送付等となっている。	b	(又は)	添付書類の取扱いについては、IT政策パッケージ2005(平成17年2月24日「IT戦略本部決定」、及び電子政府構築計画(平成15年7月17日・各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)において、手続ごとに添付書類のオンライン化等を検討し、2005年度末までに対応方針を定めることとしている。 なお、所得税法などでは、申告手続に際し、第三者が作成した証明書類の添付等が必要となっているが、これは申告の適正性を担保する観点から法令上添付等を求めているものであり、ご指摘のような「規制」ではないと考えている。						z11031	財務省	国税庁e-Tax 添付書類の取扱い見直し	5121	5121009			日本マルチ ペイメント ネットワーク 運営機構	9	A	国税庁e-Tax 添付書類の取扱い見直し	国税庁e-Taxの活用促進に際して添付書類の別途郵送は最も大きな活用促進の障壁の一つである。添付書類の廃止あるいはスキャナ読み取りでの受付を認めて欲しい。現在のe-Taxでは青色申告決算書や勘定科目内訳書などの利用者が自ら作成する添付書類で様式の指定されているものについてはe-Taxソフト等で作成できるので、基本的には、申告データとともに送信が可能であるが、医療費の領収書など利用者以外の作成する証明書類等の添付書類については、別途、送付等による提出が必要となる。添付書類の送付、持参等現在の方法では電子申告・電子納税の一貫した流れを阻害するなかでは負担感が大きくスキャナ読み取りでの受付、顧問税理士の確認後の保管による対応等をご検討いただきたい。現在のままでは実質的な規制ともいえるような状況になってしまっており電子申告段階で利用がストップしてしまうケースもあり電子納税までの一貫した活用を阻害要因となっている。電子成果物を幅広く申告に活用することにより、一貫効率的な電子政府の推進をお願い致したい。またそれに伴う法整備についても並行して検討いただきたい。	(具体的要望内容続き) 「モデル事業」であるe-Taxの活用促進については受付時間(送信可能時間)の延長や確定申告時期には日曜の受付も行う等の利用可能時間の拡充も行っており、明確化された目標値の18年度、電子申告130万件活用のためにも添付書類の郵送、持参の見直しは早期に実現して欲しい。	所得税法第120条・法人税法122条他			
		f	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象となり得ない。						z11032	財務省	法人税法改正	5127	5127003			(株)東京 リーガル マインド	3	A	法人税法改正	法人税は全ての法人に対して原則課税とし、公益性にかかわる非課税は事業ごとに判断するよう法人税法の規定の改変を提案する。 具体的には、 法人税法による公共法人・公益法人等に対する免税規定の削除 全ての法人に対する企業会計原則の適用の2点を実施されたい。	原則課税、事業毎非課税検討制度の導入	公共法人・公益法人等を非収益性や公益性・公益性を根拠に原則非課税とする現行制度には合理性がない。公共法人や公益法人等についても、日本銀行や日本郵政公社と同様に課税対象とすることが望ましい。 そして、企業会計原則に基づく収益性無の判断によって、事業ごとに課税とするか非課税とするかを国税庁が審査するようにしてはどうか。	法人税法第4条第1項 法人税法第4条第3項 法人税法別表第1 法人税法別表第2	添付資料:「法人原則課税にかかる提案書」	

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
酒税法第3条第4項、酒税法及び酒類行政関係等解職通達第4条第1項関係の1	「もろみ」とは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので主発酵が終わる前のものをいう。これを製造場から移出しようとするときは、所轄税務署長の承認を受けなければならないが、酒税の検査取締上の観点からこれを承認していない。	c		提案では、酒税法上「もろみ」に該当するものを酒類とするよう、酒類の定義の見直しを求めているが、酒類の定義は課税上の要請から設けられているものであることから、その見直しは規制改革には馴染まない。		税制にかかわるものは規制改革の対象外との由であるが、税率を下げてほしいという要求ではない。国民の嗜好、ニーズがありながら、そして、販売可能となれば、地域振興に寄与できるもろみ販売に道をつけてほしいので提案をいたし、この趣旨を受けて回答をお願いしたい。	c		酒類の定義と税率等が一体となって税制(酒税法)は構成されている。税制は規制の対象外であることから、この見直しは検討要請事項の対象とはならない。 なお、「もろみ」とは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので主発酵が終わる前のものをいう。発酵を完全に止めたものであれば、現在においても酒類として出荷(販売)することができる。	z11033	財務省	「もろみ」の販売の条件緩和	5136	5136001			(社)日本ユースビジネス協議会連合会	1	A	「もろみ」の販売の条件緩和	現在、もろみの販売は酒税法で「タンクの枝分け」として、製造工場での見学者にしか販売できず、一般的な販売は許可されていない。低アルコールで甘く、消費者の嗜好に合い、販売開放のニーズが強い。酒税法上の「雑酒」等、販売品目化を要望する。	現在、もろみの販売は酒税法で「タンクの枝分け」として、製造工場での見学者にしか販売できず、一般的な販売は許可されていない。低アルコールで甘く、消費者の嗜好に合い、販売開放のニーズが強い。酒税法上の「雑酒」等、販売品目化を要望する。	低アルコールで甘く、消費者の嗜好に合い、販売開放のニーズが強い。	酒税法	
関税法基本通達67-1-20(輸出貨物コンテナ扱い)	平成17年7月から中古自動車輸出禁止策に取組んでいるところである。	d		1. 道路運送車両法の改正により、平成17年7月から中古自動車を輸出する場合に、輸出抹消仮登録証明書等の原本の提示が義務付けられているが、税関は当該提示された証明書等の原本と現車との対照確認を実施しており、これを認め、盗難自動車の不正輸出の取締りを強化しているところである。 2. また、税関においても、盗難自動車の不正輸出に対する水際取締りを更に強化し効率化するため、上記道路運送車両法の改正による手続きの変更に合わせて、中古自動車の輸出に係る審査・検査を業務通関一本化し、厳格に運用しているところである。 3. 貨物をコンテナに詰めただ後に輸出申告し許可を受ける輸出貨物のコンテナ扱いについては、盗難自動車を含め、不正輸出を防止する観点から、過去に関税法等の違反や税関の審査・検査により没収された中古自動車等の輸出品について、盗難自動車等の輸出品が第三者のチェックを受けているわけではなく、業務通関が厳格にチェック体制が構築されていないという認識がある。 4. 更に、第3者証明機関の協力については、貨物を早(効率的)に輸出させるといった経済性の観点であり、そういった本来の目的に支障を及ぼさずチェックを各々の貨物に行うことは可能である。		1. 財務省回答のとおり、道路運送車両法の改正により、7月1日から、中古自動車の輸出にかかる審査・検査業務を業務通関一本化し、厳格に運用されていること。さらに、輸出抹消仮登録証明書等の原本の提示が義務付けられるとともに、税関による証明書等の原本と現車との対照確認を実施していることから、窃盗品が業務通関を通じて盗難車を不正輸出することが難しくなっていることについては、これまでの盗難車の取締りを強化した点に比べて、今後ともコンテナ通関による不正輸出は増加しているものと考えている。 2. コンテナ通関の現状については、半数量程が内陸部で積み込まれ、中古車・中古自動車部品の輸出であれば内陸部での積み込みの割合が高まる。その多くは第三者のチェックを受けずに、すなわちノーチェックで積み込まれ、封じ込まれてしまっている。また、港湾に積み込まれた輸出品についてもすべての貨物が第三者のチェックを受けているわけではなく、業務通関が厳格にチェック体制が構築されていないという認識がある。 3. 一方で、コンテナ通関の本来の目的は、貨物を早(効率的)に輸出させるといった経済性の観点であり、そういった本来の目的に支障を及ぼさずチェックを各々の貨物に行うことは可能である。	d		1. 道路運送車両法の改正により、平成17年7月から中古自動車を輸出する場合に、輸出抹消仮登録証明書等の原本の提示が義務付けられているが、税関は当該提示された証明書等の原本と現車との対照確認を実施しており、これを認め、盗難自動車の不正輸出の取締りを強化しているところである。 2. また、税関においても、盗難自動車の不正輸出に対する水際取締りを更に強化し効率化するため、上記道路運送車両法の改正による手続きの変更に合わせて、中古自動車の輸出に係る審査・検査を業務通関一本化し、厳格に運用しているところである。 3. 税関では、従来より、不正輸出入の危険性の高い貨物(ハイリスク貨物)と低い貨物(ローリスク貨物)を選別した上、ハイリスク貨物に対しては重点的な審査・検査を行っている。また、貨物をコンテナに詰めただ後に輸出申告し許可を受ける輸出貨物のコンテナ扱いについては、盗難自動車を含め、不正輸出を防止する観点から、過去に関税法等の違反や税関の審査・検査により没収された中古自動車等の輸出品について、盗難自動車等の輸出品が第三者のチェックを受けているわけではなく、業務通関が厳格にチェック体制が構築されていないという認識がある。 4. 更に、第3者証明機関の協力については、既にコンテナ貨物の輸出に際し公認検査機関の協力も受けつつ、当該公認検査機関がコンテナ内の貨物の品名、数量、記号等税関が通関審査上必要と認める事項の確認及び封印を行い、その内容を証明した場合には、税関における審査・検査の参考としているところである。 5. 但し、輸出品が貨物をコンテナに積み込ま	z11034	警察庁・財務省・国土交通省	自動車盗難対策の強化	5141	5141018		(社)日本損害保険協会	18	A	自動車盗難対策の強化	税関または第三者証明機関によるコンテナ内貨物の現物確認の強化 インターネットオークションにおける盗難自動車の流通阻止(古物営業法21条の3の申告義務違反に対する行政処分・罰則の制度化)	中古車の不正輸出や不正流通のルートに対する対策を実施することで、我が国における自動車盗難を減少させ、約1000億円を超えると推定される社会的損失や二次犯罪の発生を抑える効果が期待される。	コンテナへの積み込みにより、盗難車を他の貨物と混同して、または車間本を解体して積み込むことにより、盗難自動車を不正に輸出する手口が横行している。具体的な検査事例を見ても、認知調査が今年10月に検出された盗難車部品も盗難車を部品に解体して海外に不正に輸出を繰り返している。7月に埼玉県警が検出した盗難車もコンテナを利用して盗難車を海外に不正輸出している。 今年7月から道路運送車両法の改正により、正規の業務通関での不正輸出が制度となったことから、特にコンテナを利用した不正輸出については、今後、対策を強化していかねば、不正輸出の被害とならぬと危惧している。コンテナを使用する不正輸出を防ぐためには、コンテナの内容物を確認して、盗難自動車が紛れ込んでいないかどうかを税関に確認することは極めて効果的である。ただし、すべてのコンテナを確認することは現実的に不可能であることから、例えば、仕向地、輸出業者(不特定多数の荷主を扱うなど)を特定するなどして、税関におけるコンテナ内貨物の現物確認を定例化していただく。また、第三者証明機関の立会いを指導し、同機関によるコンテナ確認の徹底をすることも、大幅な改善が図られるものとする。 インターネットオークションに、車検証が備わっていない、車台番号のない自動車が出回っており、盗難	関税法基本通達67-1-20(輸出貨物コンテナ扱い) 古物営業法第21条の3(申告)		
税理士法第52条	税理士法第52条	c		1. 労働者派遣業者が税理士及び労働者派遣事業を行うことを認めると、実質的に労働者派遣業者が派遣税理士を通じて派遣先の税理士業務を取り扱うこととなり、税理士又は税理士法人以外の者が税理士業務を行うことを禁止した税理士法第52条に抵触することとなる。特に、これを認めると、労働者派遣業者が実質的に税理士法人と同様の機能を果たし得ることとなるが、このことは、社員を税理士のみに限っている税理士法人制度を潜脱し、同制度の意義を没却する恐れがある。 2. 税理士法第52条が税理士又は税理士法人以外の者が税理士業務を行うことを禁止しているのは、厳格な資格要件が設けられ、かつ、その職務の誠実適正な遂行のための必要な規律に服すべきものとされるなど、税務に関する専門家のとしての能力的・倫理的担保を図るための諸般的措置が講じられた税理士が税理士業務を独占することが、納税義務者の信頼にこたえ、納税義務の適正な実現を図るために必要とされたからである。このような同条の趣旨は、現在なお合理性、妥当性を有するものであり、同条の規制対象・範囲を変更することは相当でない。 3. 但し、税理士の派遣については、構						z11035	金融庁・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・経済産業省	士業者派遣の解禁	5144	5144001			(社)日本経済団体連合会	1	A	士業者派遣の解禁	全ての士業について、有資格者・登録資格者の労働者派遣を認めるべきである。	企業再生やM&A等が頻繁に発生する中で、企業は短期限定的に弁護士や会計士、中小企業診断士や社労士といった専門家やその補助者といった人材を集中的に必要とするケースが多(な)っており、こうした現場に相応しいプロフェッショナルを供給しよう、各種士業者の労働者派遣・紹介を認めるべきである。	公認会計士法第47条の2 弁護士法第72条 司法書士法第73条第1項 土地家屋調査士法第68条第1項 税理士法第52条 社会保険労務士法第27条 行政書士法第19条 弁理士法第75条	弁護士、外国法務弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、弁理士、社会保険労務士及び行政書士の業務については、資格者個人がそれぞれ業務の委託を受けて当該業務を行う(当該業務については指揮命令を受けることがない)ことから、労働者派遣の対象とされないこと。派遣の対象とされないこと。派遣の対象とされないこと。	
	税制は規制の対象外であり、当該要請は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象となり得ない。	f								z11036	財務省・厚生労働省	厚生年金基金、確定給付企業年金及び適格退職年金の過去勤務債務の一括償却	5144	5144027			(社)日本経済団体連合会	27	A	厚生年金基金、確定給付企業年金及び適格退職年金の過去勤務債務の一括償却	厚生年金基金、確定給付企業年金及び適格退職年金の過去勤務債務の早期償却に向けて、制度の財政状況及び事業主の負担能力に応じて、一括償却を含めた弾力的な措置を可能とすべきである。	厚生年金基金の財政運営について、(平成8年6月27日年発第3321号)確定給付企業年金法施行規則第46条 法人税法施行令附則第16条	企業年金制度における過去勤務債務の償却については、厚生年金基金及び確定給付企業年金では最長で3年間、適格退職年金では最大で過去勤務債務の額の50%までの償却が行うことができない。		

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
酒税法第10条第11項	通信販売の特異性から通信販売酒類小売業免許は、酒類の需給関係に与える影響を考慮し、販売できる酒類の範囲について一般の酒類店で通常購入できない地酒、輸入酒などに限定している。	b		通信販売酒類小売業免許における販売できる酒類の対象品目の拡大については、「e-Japan重点計画-2004」(平成16年6月15日)「戦略本部決定」を踏まえ、平成17年度末までに結論を得ることとしている。		今年度末までに結論を得るとの方針の下、早期に案の公表を行い、広くパブリックコメントを募集すべきである。その際、これまでの検討経緯に関する詳細な情報開示を行うとともに、十分な意見募集期間の確保に努めるべきである。	b		通信販売酒類小売業免許における販売できる酒類の対象品目の拡大については、課税移出数量が3000kl以下の製造業者が製造した酒類に拡大することともに、年間課税移出数量が100kl未満の銘柄に限る条件については廃止する方向で検討しており、1月中旬に改正案についてパブリックコメントを実施できるよう準備を進めているところである。	z11037	財務省	通信販売酒類小売業免許における取扱い可能な酒類の制限の撤廃	5144	5144030			(社)日本経済団体連合会	30	A	通信販売酒類小売業免許における取扱い可能な酒類の制限の撤廃	通信販売酒類小売業免許における、取扱い可能な酒類の制限を撤廃すべきである。	(要望理由) 「構造改革特区の第7次提案」及び「地域再生(非予算)の第3次提案」の再検討要請に対する各府省庁からの回答については、(平成17年8月5日 内閣官房 構造改革特区推進室)において財務省は、「通信販売酒類小売業免許における対象品目の拡大等について、平成17年度末までに結論を得るよう総合的に検討中である」と回答しているが、結論を得る時期を先延ばしすることなく、制限を撤廃すべきである。(右欄へ続く)	酒税法第11条第1項関係	(左欄より続く) 近年、インターネット通信販売の市場規模は急激に拡大している。品目制限を撤廃することで、消費者のニーズに対応することができ、酒類販売業者の販売量の拡大につながる。 なお、本要望は前回の集中受付月間で特区要望として扱われた。しかし、「通信販売酒類小売業免許は、2都道府県以上の広範な地域の消費者を対象として付与」されるものであり、特区要望として扱うのは適当ではないため、全国規模の要望として扱うべきである。		(左欄より続く) (1)清酒は、特定名称等(吟醸酒、純米酒、本醸造酒、生酒、生貯蔵酒、原酒、古酒及び特殊な製法等により製造した。例えば梅酒、赤い酒、貴醸酒をいう。)の清酒のうち、前会計年度における課税移出数量が100kl未満の銘柄のもの。 (2)清酒以外の酒類は前会計年度における課税移出数量が100kl未満(ただし、しょうちゅう乙類は、200kl)の銘柄のもの。 2. 輸入酒類 カタログ等の発行年月日の属する会計年度の前会計年度における課税移出数量が100kl未満(ただし、しょうちゅう乙類については、200kl)の銘柄のもの、
酒税法第10条第11項	大型店舗酒類小売業免許については、地域中小酒類小売業者の経営に与える急激な影響の緩和のため、免許後3年間に販売する酒類を国産の清酒(500ml以下の容器入りりサイズル瓶詰品を除く)及び国産ビール以外の酒類に限定している。	b		大型店舗酒類小売業免許に係る免許取得後3年間の販売制限等の特例措置については、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日「閣議決定」)を踏まえ、平成17年度末までに結論を得ることとしている。		今年度末までに結論を得るとの方針の下、早期に案の公表を行い、広くパブリックコメントを募集すべきである。その際、これまでの検討経緯に関する詳細な情報開示を行うとともに、十分な意見募集期間の確保に努めるべきである。	b		大型店舗酒類小売業免許については、免許取得後3年間の販売制限等の特例措置を廃止し一般酒類小売業免許に統合する方向で検討しており、1月中旬に改正案についてパブリックコメントを実施できるよう準備を進めているところである。	z11038	財務省	大型店舗酒類小売業免許の需給調整要件の廃止	5144	5144031			(社)日本経済団体連合会	31	A	大型店舗酒類小売業免許の需給調整要件の廃止	大型店舗酒類小売業免許に関する国産ビールならびに500ml以上の清酒の制限を廃止すべきである。		酒税法第9条、第10条第11項、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈 酒税法第11条第1項関係	「全国規模の規制改革及び市場化テクトを含む民間開放要望」に対する各府省庁からの再回答について、(平成17年8月12日 内閣府 規制改革・民間開放推進室)において財務省は、「緊急措置法の改正の趣旨や施行の状況等を踏まえ、平成17年度末までに結論を得るよう総合的に検討中である」と回答しているが、大型店舗におけるワンストップショッピングの充実など、消費者利便向上の観点から、過度な参入規制は早期に見直すべきであり、結論を得る時期を先延ばしすることなく、制限を廃止すべきである。		大型店舗酒類小売業免許を取得してから3年間は、国産ビール及び500ml以上の清酒を販売することができない、
国有財産法第18条	行政財産は、国が行政目的を達成するために所有することから、原則として、私権の設定は認められておらず、その民間利用は、行政上の用途又は公益を妨げない限度で、使用許可(行政処分)によっており、要望内容(安定・長期的な利用、特定の営利活動を主たる目的とする利用)は認めないが、	b		本年11月、財政制度等審議会から、「今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について」の中間答申が財務大臣に提出された。中間答申には、本要望内容に係る制度改正等の必要性が盛り込まれている。 ・財務省では、中間答申を受けて、必要な制度改正が可能な限り早期に実現するよう、次期通常国会への提出を目指すし、国有財産法等の改正案の作成作業を鋭意進めている。		本件要望に関し、次期通常国会への提出を目指し、国有財産法等の改正案の作成作業を鋭意進めているとの回答であるが、本件に関しては、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)にも触れられていないことから、措置の分類を「a」から「b」に改めたい。また、本件に関する具体的な実施内容、法案提出予定の時期等についてもあわせて回答いただきたい。	a		平成18年通常国会に、要望内容(庁舎等の行政財産における剰余スペースへの貸付制度の導入等)を盛り込んだ国有財産法等の改正案を提出する予定。したがって、再検討要請のとおり、措置の分類を「b」から「a」に改める。	z11039	財務省	庁舎等の行政財産における剰余スペースへの貸付制度の導入等【新規】	5144	5144095			(社)日本経済団体連合会	95	A	庁舎等の行政財産における剰余スペースへの貸付制度の導入等【新規】	庁舎等の剰余スペースについて、安定的・長期的な利用が可能な貸付制度を導入するとともに、特定の営利活動を主目的とする者についても利用を認めるべきである。	(要望理由) 現行制度の使用許可では、借地借家法の適用が排除されているため、利用者からみれば、安定的な利用の予見が困難であり、金融機関等からの資金調達に支障が生じるおそれがある。利用期間が制限されている。特定の営利活動を主目的とするものに対しては利用が認められないため、利用者が限定されるなどの問題点があり、国有財産の有効活用の観点から早急な法改正等が必要である。(右欄へ続く)	国有財産法第18条 国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱基準について(1958年1月7日大蔵省管財局長通達第1号)	(左欄の続き) 国の庁舎等の行政財産については、立地条件が良好なものも多く、また、今後、行政のすみ化等に併いし庁舎等の一部に剰余スペースが生じることが見込まれることから、その利用の促進は、小売業、外食産業などをはじめとする民間事業者等にとって大きなビジネスチャンスにつながることを期待できる。		この使用許可については、通達により特定の営利活動の利用に供することが主たる目的である場合は認められないほか、利用期間が原則1年以内で制限されており(公事になじまない場合以外の利用については必要に応じて最長5年間の更新が認められている)、利用者にとって安定的・長期的な利用が困難な状況になっている。
国家公務員共済組合連合会法第9条第3項	国家公務員共済組合連合会法第9条第3項	c		運用委員会が自家用を行う場合には、運用の基本方針において、安定性及び流動性を考慮するよう求められていることなどを踏まえ検討したところ、ご要望の「信託受益権型の債券流動化商品」につきましては、個々の商品特性が強く(リスク分析等が困難であることや流動性に乏しいこと)の理由から、今回、運用の対象に加えたとしても、運用委員会において基本方針を踏まえ、運用方針を見込み、活用されることも想定できないため、措置の分類は「(全国規模で対応不可)」としています。		再要望において、「信託受益権型の債券流動化商品」の償還金額の変動リスク及び流動性リスク、リスク分析の困難性について、一定の考え方を示し頂いたところではあるが、運用委員会が自家用を行う場合、運用の基本方針において、安定性及び流動性を考慮するよう求められていることなどを踏まえ、国債及び預託金を中心に運用を行っているところであり、流動性より金利プレミアムを確保する運用の拡大を図るからという等々のそれ、それぞれのリスクは、資産運用委員会等の協議を通じて、専ら運用委員会において判断するものと承知しており、ご要望の「信託受益権型の債券流動化商品」は、現在運用対象としている国債よりより個々の商品特性が強く(リスク分析が困難であること)流動性に乏しいことと判断し、運用の対象に加えたとしても、運用委員会において自家用の対象とするメリットが見込め、活用されることも想定できないため、措置の分類は「(全国規模で対応不可)」としています。 しかしながら、今後、運用委員会において「信託受益権型の債券流動化商品」を含めるべきであると判断した場合には、自家用の対象として検討してまいります。	z11040	総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省	共済年金等の自家用にかかわる運用規制の緩和【新規】	5144	5144096			(社)日本経済団体連合会	96	A	共済年金等の自家用にかかわる運用規制の緩和【新規】	共済年金等の自家用の投資対象として、信託受益権型の債券流動化商品(貸付債権)を容認すべきである。	年金資金の自家用においては、既に社債型の債券流動化商品が認められていることから、投資家保護の確立を前提に信託受益権型の債券流動化商品についても投資対象として認めるべきである。 信託受益権型は、従来の社債型に比べ、組成の手続きが簡便であることや、組成コストが安く、債券流動化マーケットの主流商品になりつつある。投資家層の拡大によって、債券流動化市場の活性化につながることを期待できる。	厚生年金法第136条の3、厚生年金基金令第39条の8 確定給付企業年金法第66条、同施行令第44条、同施行規則第76条 国家公務員共済組合法第35条の2、同施行令第9条の3、同施行規則第85条の2の3 地方公務員等共済組合法第25条、同施行令第16条 日本私立学校振興・共済事業団法第39条 日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令第23条	年金資金(国家公務員共済、地方公務員共済、私立共済、厚生年金基金、確定給付企業年金等)の運用については、委託・自家用ともに、投資対象資産が限定列挙されている。このうち委託運用では、信託受益権型の債券流動化商品(貸付債権)が投資対象資産として認められているものの、自家用では認められていない、					

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
国家公務員法第82条、第100条、所得税法第243条等	公務員に課せられている一般的な守秘義務のほか、各税法においても守秘義務が規定されており、日本人・外国人の別にかかわらず当庁から情報提供等を行うことは困難である。	c	-	外国人兼任都市会議は、現行法制上の守秘義務規定を踏まえ、新たに制定する法令などに基づいて各都道府県や自治体から外国人関係の情報を提供し、厳格な管理の下で、法律に規定する範囲において、関係省庁や自治体がこの情報を活用することにより、外国人のわが国における権利の確保と義務の履行を図ることを求めるものである。	外国人兼任都市会議は、現行法制上の守秘義務規定を踏まえ、新たに制定する法令などに基づいて各都道府県や自治体から外国人関係の情報を提供し、厳格な管理の下で、法律に規定する範囲において、関係省庁や自治体がこの情報を活用することにより、外国人のわが国における権利の確保と義務の履行を図ることを求めるものである。	外国人兼任都市会議は、現行法制上の守秘義務規定を踏まえ、新たに制定する法令などに基づいて各都道府県や自治体から外国人関係の情報を提供し、厳格な管理の下で、法律に規定する範囲において、関係省庁や自治体がこの情報を活用することにより、外国人のわが国における権利の確保と義務の履行を図ることを求めるものである。	c	-	当庁において保有する情報については、公務員に課せられている一般的な守秘義務のほか、各税法においても守秘義務が規定されており、日本人・外国人の別にかかわらず当庁から情報提供等を行うことは困難である。	z11041	警察庁・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省	外国人登録制度の改善、国・自治体における外国人に関する情報の共有	5057	5057004			外国人兼任都市会議 四日市市長 井上哲夫	4	A	外国人登録制度の改善、国・自治体における外国人に関する情報の共有	登録内容と実態の乖離を是正するために、外国人登録制度においては、転出届の実施、世帯単位で登録変更を行うこと、出国通知を迅速化する、国民健康保険の喪失に際しては、外国人登録の統一化(例えば、再入国手続きを受けて出国する場合、再入国手続きを統一することなど)が必要である。外国人登録制度を住民基本台帳制度に近接させ、長期的には両制度の一元化を検討すべきである。また、現在、内閣官房でも検討が進められているが、出入国管理、外国人登録、税、社会保険、教育などに関する情報を「外国人共用データベース」に登録し、法令に定める必要性が生じた場合、関係省庁や自治体に対して当該データベースにアクセスを認めるシステムの導入は、本要望の実現にとって効果的なので、その実現を求め、その際、データ保護に万全を尽し、国民、外国人及び関係NPOなどの理解と協力を得る必要があることを強調してきたい。	外国人も日本人も、基本的には同じ権利を有する住民であるという認識に基づけば、外国人登録制度は、長期的には住民基本台帳制度に近づける必要がある。この制度は、単に、出入国管理制度の一部であるというだけでなく、地域における外国人住民の実態を把握する上で一層重要になっている。しかしながら、現状では、外国人登録された内容と居住実態との乖離が大きくなってきているほか、住民登録と外国人登録の制度のずれが自治体における住民の実態把握を困難にしている。そこで、出入国管理行政のみならず、雇用・労働条件、税、社会保険、教育など関係行政が協力して外国人の在留実態の把握と情報共有を行い、地域において整合性のある外国人施策を実施し、外国人の権利の保護と義務の履行を図る必要がある。	外国人登録法第3条、第4条第1項、住民基本台帳法第1条、第2条、学校教育法第47条		
関税法基本通達67-11-20(輸出貨物コンテナ扱い)	税関においては、国際組織犯罪等対策推進本部の下、関係省庁と民間団体による官民合同プロジェクトチームに参画し、盗難自動車の不正輸出防止対策に取り組んでいるところである。	d	-	17年7月から中古自動車は輸出する場合には、輸出抹消仮登録証明書等の原本と現車との対照確認を実施しており、これを含め、盗難自動車の不正輸出の取締りを強化しているところである。	17年7月から中古自動車は輸出する場合には、輸出抹消仮登録証明書等の原本と現車との対照確認を実施しており、これを含め、盗難自動車の不正輸出の取締りを強化しているところである。	1. 道路運送車両法の改正により、平成17年7月から中古自動車は輸出する場合には、輸出抹消仮登録証明書等の原本の提示が義務付けられているが、税関は当該提示された証明書等の原本と現車との対照確認を実施しており、これを含め、盗難自動車の不正輸出の取締りを強化しているところである。 2. また、税関においても、盗難自動車の不正輸出に対する水際取締りを更に強化し効率化するため、上記道路運送車両法の改正による手続きの変更に合わせて、中古自動車の輸出に係る審査・検査を業務通関一本化し、厳格に運用しているところである。 3. 貨物をコンテナに詰め後に輸出申告し許可を受ける輸出貨物のコンテナ扱いについては、盗難自動車を含め、不正輸出を防止する観点から、過去に同様の不正輸出が繰り返されたコンテナについては、税関において厳格な審査・検査を実施しているところである。	d	-	1. 道路運送車両法の改正により、平成17年7月から中古自動車は輸出する場合には、輸出抹消仮登録証明書等の原本の提示が義務付けられているが、税関は当該提示された証明書等の原本と現車との対照確認を実施しており、これを含め、盗難自動車の不正輸出の取締りを強化しているところである。 2. また、税関においても、盗難自動車の不正輸出に対する水際取締りを更に強化し効率化するため、上記道路運送車両法の改正による手続きの変更に合わせて、中古自動車の輸出に係る審査・検査を業務通関一本化し、厳格に運用しているところである。 3. 税関では、従来より、不正輸出の危険性の高い貨物(ハイリスク貨物)と低い貨物(ローリスク貨物)を識別した上、ハイリスク貨物に対しては重点的な審査・検査を行っている。また、貨物をコンテナに詰め後に輸出申告し許可を受ける輸出貨物のコンテナ扱いについては、盗難自動車を含め、不正輸出を防止する観点から、過去に同様の不正輸出が繰り返されたコンテナについては、税関において厳格な審査・検査を実施しているところである。 4. 更に、第3者証明機関の協力については、既にコンテナ内貨物の輸出入に際し公認検査機関がコンテナ内の貨物の品名、数量、記号税関が通関審査上必要と認める事項の確認及び施封を行い、その内容を証明した場合には、税関における審査・検査の参考としているところである。	z11042	警察庁・財務省・国土交通省	自動車盗難対策の強化	5144	5144083	(社)日本経済団体連合会	83	A	自動車盗難対策の強化	税関または第3者証明機関による、コンテナ内貨物の現物確認を強化すべきである。 インターネットオークションにおける盗難自動車の流通を阻むために、古物営業法21条の3の申告義務違反に対する行政処分・罰則を制度化すべきである。 コンテナへの積み込みにあたり、盗難車を他の貨物で偽って、または車両本体を解体して積み込むことにより、盗難自動車を不正に輸出する手口が残されている。具体的な検査事例を見ても、愛知県警が10月に検査した自動車窃盗団も盗難車を部品に解体して海外に不正に輸出を繰り返しており、7月に埼玉県警が検査した窃盗団もコンテナを利用して盗難車を海外に不正輸出しているところである。(左欄より続く)	近年急増している自動車盗難は、専門的かつ組織的な犯罪集団による盗難車の海外売却を狙ったものが多い。防犯や盗難防止装置(イモビライザー等)の普及などを通じた盗難自体の防止が必要であるが、その効果には限界がある。 道路運送車両法の改正により、7月から中古車輸出時には輸出抹消仮登録証明書を取得するか、一時抹消中の車については輸出予定届出書を取得し、税関において輸出時にそれを確認することになった。	(根拠法令等) 関税法基本通達67-1-20 古物営業法第21条の3				